

(保健師・助産師・看護師・准看護師)業務従事者届 NO.

裏面の記載要領を参照のこと。

(令和4年12月31日現在)

ふりがな			性別		生年月日			
氏名			1. 男	2. 女	1. 令和年	2. 平成月	3. 昭和日	4. 西暦(歳)
住所								
免許の種別	登録番号 (准看護師以外の免許については昭和26年8月31日以前に取得した場合に限り2を選択すること。)				登録年月日			
保健師籍	1 厚生労働大臣免許 2 知事免許 (都道府県)	第						号 1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日
助産師籍	1 厚生労働大臣免許 2 知事免許 (都道府県)	第						号 1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日
看護師籍	1 厚生労働大臣免許 2 知事免許 (都道府県)	第						号 1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日
准看護師籍	(都道府県)	第						号 1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日
主たる業務	1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務 4 准看護師業務		卒業した 学校・養成所			1 県内の看護系大学 2 県内の1以外(短期大学、養成所等) 3 県外の看護系大学 4 県外の3以外(短期大学、養成所等)		
業務に従事する場所	業務に従事する主たる場所1か所の番号を○で囲む。							
	1 病院 診療所 (2 有床 3 無床) 助産所 分娩の取扱いあり (4 開設者 5 従事者 6 出張のみによる者) 分娩の取扱いなし (7 開設者 8 従事者 9 出張のみによる者) 訪問看護ステーション (10 管理者 11 従事者) 介護保険施設等 (12 介護老人保健施設 13 介護医療院 14 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 15 居宅サービス事業所 16 居宅介護支援事業所 17 その他) 社会福祉施設 (18 老人福祉施設 19 児童福祉施設 20 その他) 保健所、都道府県又は市区町村 (21 保健所 22 都道府県(21を除く) 23 市区町村(21を除く)) 24 事業所 25 看護師等学校養成所又は研究機関 26 その他							
	所在地	電話番号(- -)						
名称								
雇用形態	1 正規雇用 2 非正規雇用(1又は3に該当しない者) 3 派遣(紹介予定派遣を含む)							
常勤換算	1 フルタイム労働者(1. 0)人 2 短時間労働者(0.)人 ←裏面の計算式を参照し算出すること。							
従事期間等(番号に○)	・従事期間1年未満 (従事開始の理由 1 新規 2 再就業 3 転職 4 その他) ・従事期間1年以上2年未満 (従事開始の理由 5 新規 6 再就業 7 転職 8 その他) ・従事期間2年以上 (9)							
看護師の特定行為研修の修了状況	・特定行為研修の修了の有無 (1 有 2 無)		・指定研修機関番号					
	・修了した特定行為区分 ※該当する全ての特定行為区分について○で囲む。 1 呼吸器(気道確保に係るもの)関連 12 創部ドレーン管理関連 2 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 13 動脈血液ガス分析関連 3 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 14 透析管理関連 4 循環器関連 15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 5 心臓ドレーン管理関連 16 感染に係る薬剤投与関連 6 胸腔ドレーン管理関連 17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 7 腹腔ドレーン管理関連 18 術後疼痛管理関連 8 ろう孔管理関連 19 循環動態に係る薬剤投与関連 9 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連 20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 10 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連 11 創傷管理関連 21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連							
	・修了した領域別パッケージ研修 ※該当する全ての領域について○で囲む。 22 在宅・慢性期領域 24 術中麻酔管理領域 26 外科系基本領域 23 外科術後病棟管理領域 25 救急領域 27 集中治療領域							
備考								

※この届出票は、令和5年1月16日(月)までに、就業地を管轄する保健福祉事務所(保健所)に提出してください。

記載事項	記 載 要 領							
	<p>☆該当する文字または数字を○で囲むこと。</p> <p>年齢 令和4年12月31日現在における満年齢を記載すること。</p> <p>免許の種別 (1) 保有する全ての免許について記載すること。 (2) 厚生労働大臣免許又は都道府県知事免許の登録番号、登録年月日を記入すること。 准看護師以外の免許について、<u>都道府県知事免許であったのは昭和26年8月31日までに登録されたものである</u>ので注意すること。 (3) <u>再交付又は書換交付年月日を記入しないよう注意</u>すること。</p> <p>主たる業務 2以上の免許を有する場合は、その主たる業務の1つについて記入すること。</p> <p>業務に従事する場所 (1) 2以上の場所で業務に従事している場合は、その主たるもの1つについて記入すること。 (2) 「助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩の取扱いの実績の有無にかかわらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記載すること。 (3) 事業所内に設置された診療所については、「診療所」ではなく、「24 事業所」とすること。 (4) 「介護保険施設等」は「病院」「診療所」「訪問看護ステーション」に該当するものを除く。 (5) 「社会福祉施設」は「病院」から「介護保険施設等」までに該当するものを除く。</p> <p>雇用形態 (1) 「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。 (2) 「2 非正規雇用 (1 又は 3 に該当しない者)」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣 (紹介予定派遣を含む)」に該当しない者を指すこと。 (3) 「3 派遣 (紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。</p> <p>常勤換算 「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。 (1) 「フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度 (1日8時間・週5日勤務等) の者を指すこと。 (2) 「短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。また、(0.) は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。</p> <div data-bbox="280 1061 895 1144" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$ </div> <div data-bbox="906 1061 1490 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例) フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、 ①週2日8時間勤務の場合 (アルバイト等) ②週5日6時間勤務の場合 (育児短時間勤務等)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">① 8時間 × 2日</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">=</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">① 0.4人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 6時間 × 5日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">40時間</td> <td></td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">② 0.8人</td> </tr> </table> </div> <p>従事期間等 (1) 「従事期間」は、現在従事している場所における連続した従事期間の年数を記入すること。 (2) 「従事開始の理由」は次により記載すること。 「新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)を指すこと。 「再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合(ただし、新規を除く。)を指すこと。 「転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。 「その他」とは、「新規」、「再就業」及び「転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。 (3) <u>同一の者が設置する施設・事業所間の異動・転勤の場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入</u>すること。</p> <p>看護師の特定行為研修の修了状況 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号)別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。</p> <p>その他 ・様式中、「卒業した学校・養成所」は、法律による届出義務はありませんが、看護職員の確保対策を推進するうえで必要な項目でありますので、ご協力をお願いします。</p>	① 8時間 × 2日	=	① 0.4人	② 6時間 × 5日	40時間		② 0.8人
① 8時間 × 2日	=	① 0.4人						
② 6時間 × 5日								
40時間		② 0.8人						